

令和4年度第1回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和4年6月14日（火） 午前10時から午前10時25分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第3委員会室
- 3 出席状況 委員 伊藤徳江、澤井勇一、鈴木純哉、鈴木美佐男
竹内直美、藤井康幸、松下ひとみ、佐々木美文
事務局 小杉課長、中村専門監、渡邊副主幹
長谷川副主幹、野末主任、永由
- 4 傍聴者 0人（報道1人）
- 5 議事内容 (1) 浜松市長からの諮問に対する答申について
北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更
について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 野末
- 7 記録の方法 発言者の要点記録（録音無）
- 8 会議記録

1 開会

事務局

- ・委員の紹介

議長

- ・傍聴の許可について

2 議事

(1) 浜松市長からの諮問に対する答申について

北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

<事務局説明>…諮問書に基づき説明

【目的及び理由】

- ・北区細江町気賀の浜名湖岸に土砂等が堆積した場所が、静岡県が築造した浜名湖周遊自転車道により浜名湖と切り離され陸地化したことで、あらたに生じた土地を確認するもの。
- ・あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するもの。

【経緯】

細江町気賀の浜名湖岸に土砂等が堆積した場所と浜名湖との間に、静岡県が浜名湖周遊自転車道を築造（昭和52年度）したことで、当該地は完全に浜名湖と切り離され陸地化した。

昭和40年の現行河川法施行に伴う河川区域指定の際、当該地は河川区域に

含まれなかったため、本来なら廃川手続きを経て財務省に引き継がれるものだったが、この処理が行われず、国交省所管の法定外国有財産（行政財産）として残置され、現在まで静岡県管理下に置かれている。

この度、当該地の隣接地所有者から、当該地の取得を目的とする行政財産としての用途廃止申請が提出されたことから、静岡県が不動産登記を行い普通財産として所管を財務省に移管するために、浜松市による土地の確認と、字の変更手続きが必要となった。

あらたに生じた土地の面積は120.51平方メートルである。

【時期】

令和4年 6月 行政区画等審議会
" 9月 市議会定例会へ提案
" 10月 市長決定処分、告示

鈴木会長

これから審議に入る。

諮問書の内容について、何か質問及び意見はあるか。

鈴木会長

公図には自転車道の記載がないが、浜名湖の一部と考えてよいか。

事務局

自転車道は県で築造したものであるが、登記されていないので公図には記載されていない。本来は公図の浜名湖側にあるものである。

鈴木会長

あらたに生じた土地の地番は決まっていないのか。

事務局

現時点では決まっておらず、登記の際に法務局が地番を付けることになる。

佐々木委員

あらたに生じた土地の東側にJAとびあ浜松西気賀支店があるが、あらたに生じた土地の周辺の土地は農協の所有地なのか。また9807-7の地目は何か。

事務局

いずれも農協の所有地ではない。また9807-7の地目は宅地である。

鈴木美佐男委員

あらたに生じた土地の地目はどうなるのか。浜名湖だったので、湖や沼地になっているのか。

事務局

現状は登記がない状態なので、湖沼というわけではない。登記する際に申請者が申請するため、現時点でどういう地目になるのか不明である。

佐々木委員

法務局では実際に現地を確認し、客観的にどういう使い方をしているのかを見て地目を判断するようになるため、現場に行かないと地目は分からない状況である。

答申について

<事務局説明>…答申案を説明

- ・諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。

鈴木会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

(異議なし)

3 その他

事務局

- ・次回審議会の開催日時及び場所について

4 閉 会